



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。今回の話題は医学とは関係ないのですが、将棋の藤井聡太四段(14歳)がプロ入り後公式戦28連勝を達成しました。(6月21日現在)。デビュー戦からの連勝記録としては歴代1位、連勝記録としても1位に並びます。平成14年生まれの藤井四段は平成24年9月に奨励会入会(6級)、以後順調に昇級を続け、三段リーグの1位となつて昨年10月1日に四段となりました。(三段リーグで1位か2位になれば四段となつてプロ入りですが14歳2か月での昇段は歴代最年少です)。



最初の公式戦として昨年12月に竜王戦6組1回戦で加藤一二三九段と戦い勝利しました(ちなみに往年の名棋士加藤九段は現在77歳で今限りで引退します)。藤井四段はその後竜王戦6組の決勝戦まで制し、他の棋戦リーグ予選なども勝ち続けています。これからは上位の棋士と戦うことが多くなりいずれは連勝も止まると思いますが今後の活躍が楽しみです。



囲碁のことも書きますが、こちらは若手のホープではなくコンピュータの話です。Googleの子会社DeepMind社が作成したAlphaGoという囲碁ソフト(というか人工知能)が2015年10月ヨーロッパのプロ二段に5-0で全勝しました。コンピュータが囲碁のプロ棋士に勝つたのは初めてですが、世の中の反応は「ヨーロッパのプロ二段って本当に強い?」という感じでした。コンピュータが追いつくのはまだまだ先だと思われていたのです。ですから2016年3月、世界的名手である韓国のイ・セドル九段がAlphaGoと対決して1勝4敗と敗れた時は皆驚いたのですが、ただ一人中国の柯潔九段は「俺なら勝てるよ」といったそうです。現役最強といわれる19歳の柯潔九段とAlphaGoの3番勝負は今年5月に行われましたがコンピュータの3戦全勝で終わりました。実はイ・セドル戦の後AlphaGoはバージョンアップしていて、昨年末韓国や中国のネット囲碁に匿名で登場、名だたるプロ(柯潔や日本の井山九段を含む)相手に60連勝していました(チューンアップだったそうです)。柯潔戦後Googleは「人間との勝負は終了」と宣言、置き土産としてAlphaGo同士の対戦棋譜を50試合分公開しました。ネット上で参照可能ですから興味のある方は見てください(私には全く解りませんでした)。



栄養科より今月の一押しメニュー

7月7日(金)七夕の昼食には“ちらし寿司”をご用意します。星型にカットした人参でちらし寿司を飾り、輪切りのオクラと素麺で清まし汁に天の川を作るなど、七夕をイメージした内容となっています。そして、ズッキーニやナスを使った“夏野菜カレー”や“枝豆ご飯”など季節の食材を取り入れた献立になっています。旬の食材は、味が良いだけでなく栄養も満点です。夏限定のおやつ“ソフトクリーム”が各フロアをまわります。暑さに負けないよう、食事をしっかり摂り、元気にお過ごしください。



イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆7月15日(土)サクソアンサンブルコンサート
【中央大学杉並高校の皆さん】
- ◆7月22日(土)クラシック室内楽演奏コンサート
【アンサンブル・コマエドの皆さん】
- ◆7月29日(土)吹奏楽コンサート
【パノフカの皆さん】



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

寄与分(第4回-療養看護型)

寄与分とは相続財産の中から一定の部分について優先的に配分を受ける制度をいいます(民法904条の2)。寄与分のある相続人は、自分の相続分に寄与分を加えた財産を相続することができます。

今回は、亡くなった方の療養看護(ここには介護も含まれます)に努めた方に寄与分が認められるための条件をお話します。

療養看護に努めることは、家業への従事や金銭の出資のように財産を積極的に増やす行為ではありません。

しかし、本来であれば看護者を雇わなければならなかったのに、相続人が療養看護に努めたため、被相続人の方がお金を出してまで看護者を雇う必要がなくなったということは珍しいことではありません。このような場合、療養看護によって相続財産の減少が免れたとして、看護に努めた方の寄与分が認められることがあります。

ただ、療養看護型の寄与分も、他の類型と同様、それほど簡単に認められるわけではありません。

具体的に言えば、

- ①身分関係に基づいて通常期待される程度を超える特別の寄与であること、
 - ②寄与行為の結果として、被相続人の財産を維持又は増加させていること、
- の二つの条件が満たされている必要があります。(片岡武編『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』〔日本加除出版、新版、平25〕306-307頁参照)。

親子や夫婦にはお互いを扶養する義務があります。親族として通常期待される程度のことをしただけでは、特別の寄与があるとは認められません。単に精神的に支えたというだけでも足りません。

寄与分が認められるためには、片手間とは言えないような負担を伴う看護をある程度長期間に渡って継続して行っている必要があります。

また、療養看護は無報酬かこれに近い状態でなされなければなりません。そうでなければ、特別な寄与をしたとしても、財産の維持に寄与したとも認められないからです。

寄与分に関するルールはかなり複雑です。こじれ易い問題でもありますので、トラブルをお抱えの方は、ぜひご相談ください。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年6月25日発行 vol.121 編集:島田・佐瀬・橘

むくみ 浮腫みのリハビリテーション

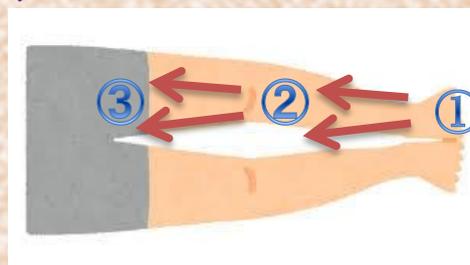
浮腫みの原因はいろいろありますが、今回は下肢の浮腫みに効果的な2つの方法をご紹介します。



1. リンパマッサージ

リンパの流れを良くします。

リンパの集まるリンパ節（①足首、②膝裏、③股関節）を軽く押し、空っぽにした状態で下から上へ、心臓へ戻してあげる様にマッサージします。



2. ふくらはぎの運動

ふくらはぎの筋肉（下腿三頭筋）は、筋肉ポンプとも呼ばれ、血流を心臓へ戻してくれる機能があります。

下腿三頭筋を使うには踵（かかと）上げの運動をすると効果的です。立って出来ない方は椅子などに腰かけて行って下さい。

